指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書

【2026年6月1日現在】

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条及び厚生省令第80号第5条等に基づいて、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1.事業者概要

事業者名称	法人名：株式会社　cocole
所在地	住所：札幌市南区澄川5条5丁目11-20
代表者	代表取締役　道下淳子
電話番号	011-558-2255

2.事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション　ココレ
所在地	住所：札幌市南区真駒内南町4丁目4-18
管理者	氏名：道下淳子
電話番号	011-558-2255
メールアドレス	info@cocole-life.com
介護保険事業所番号	0160592432

3.事業の目的と運営方針

事業の目的：

・株式会社cocoleが開設する訪問看護ステーション　ココレは、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

また、医療保険訪問看護の実施にあたっては、健康保険法の趣旨に従い、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的としています。

運営方針：

・訪問看護ステーション　ココレは、利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

・訪問看護ステーション　ココレは、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に医療保険訪問看護を行い、日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。

・訪問看護ステーション　ココレは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。

・訪問看護の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

訪問看護ステーションココレ

4.職員体制

職　種		常　勤		非常勤	備　考
		専従	兼務	専従	
管理者			1名		訪問看護師兼務
訪問看護師	看護師	1名	1名	3名	管理者兼務1名
	保健師	1名			
理学療法士等				1名	
看護補助者					
法令遵守責任者			1名		

【職務の内容】

職　位	職　務　内　容
法令遵守責任者	法令遵守の指導・確認、事業運営に係る法令等の確認 行政機関・医療機関・介護福祉事業所等との渉外業務 その他、事業運営に関する法令に関する業務の総括
管理者	事業所の運営・管理 指定訪問看護に係る利用者の管理及び従業者の管理 指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整 医療機関・居宅介護支援事業者との連携及び会議等への出席 指定訪問看護業務の実施状況の把握と事業の運営 従業者に対しての運営基準の指導・指揮命令 介護給付費・医療療養費等の請求業務 訪問看護事業における書類の確認及び保管・管理 その他、指定訪問看護に係る業務の一元管理
訪問看護師	訪問看護計画等に基づく指定訪問看護の実施 医療機関・居宅介護支援事業者との連携及び会議等への出席 利用者状態の把握と関係する医療機関・介護サービス事業所等との連携
理学療法士等	看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当
看護補助者	複数名訪問時、看護師等の指導の下、療養生活上のお世話等の実施

5.営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日　ただし、ゴールデンウィーク（4/29,5/3,4,5)、 12/28～1/4、 その他会社の規定する休日を除く （土曜は要相談）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時～午後5時

※　緊急時訪問看護加算、24時間対応体制加算同意利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

6.通常の事業の実施地域

札幌市南区、豊平区、中央区とします。

7.提供するサービス

（1）サービス提供にあたっては、要介護状態及び要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状

態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
（２）主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況、その置かれている環境等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
（３）サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当訪問看護師又は管理者にご遠慮なく質問してください。
（４）サービス提供にあたっては、（介護予防・医療保険（精神科含む））訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持・回復を図るよう適切に実施いたします。
（５）提供した訪問看護に関しては、適切に訪問看護記録等に必要な事項を記載します。
（６）訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
（７）当事業所は、主治医に対し、（介護予防・医療保険（精神科含む））訪問看護計画書及び（介護予防・医療保険（精神科含む））訪問看護報告書を提出します。
（８）エンゼルケアの提供にあたっては、ご希望時に自費でご提供させていただきます。その他の自費サービスをご希望の場合は、別途ご契約が必要となります。

主なサービス内容

・症状、心身の状況の観察と健康管理 ・清拭、洗髪等による清潔の保持 ・褥瘡の予防・処置、カテーテル等の管理 ・リハビリテーション ・その他医師の指示による診療の補助	・ターミナルケア（介護予防訪問看護での提供はありません。） ・認知症患者の看護 ・療養生活や介護方法の指導・助言 ・食事、排泄等日常生活の世話

８.看護職員の禁止行為
看護職員は、サービス提供にあたって、次の行為は行いません。
（1） 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
（2） 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
（3） 利用者の同居家族に対するサービス提供
（4） 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
（5） 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（生命や身体保護の為、緊急やむを得ない場合を除く）
（6） その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

９.衛生管理
（１）看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
（２）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

１０.記録等の管理
（１）事業所は、指定訪問看護に係る計画書や記録等を、適切に管理・保管します。なお保管期間は、サービス提供が完結した日から５年間とします。
（２）利用者又は家族等は、事業所に対して保存されるサービス提供に係る記録等の開示を請求することができます。

１１.利用料の支払について
（1）契約者は、別紙に定める利用料金等を基に計算された月毎の合計金額をサービス提供月の翌月の指定日までにお支払いください。
（2）お支払方法は、原則として現金支払いでお願い致します。
（3）交通費につきましては札幌市内一律無料となっております。市外は15円/キロ頂きます。
自費に関しましては１回1,000円頂きます。
（4）医療、自費の訪問の際に駐車場所がない場合は、近隣のコインパーキングを利用させていた

だくことがあります。その際にかかった駐車料金につきましては、実費分のご負担をお願いしております。

１２.利用の中止、変更、追加

（１）利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

（２）サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

（３）訪問看護サービスをキャンセルする場合には、提供予定の時間によって、以下の通り次回請求時にキャンセル料を徴収します。

・訪問予定の２４時間前までに連絡のキャンセル料　：**無**

・当日に連絡及び訪問時不在の場合のキャンセル料

３０分訪問予定の場合：**２，０００円** / ６０分訪問予定以上の場合：**４，０００円**

リハビリによる40分訪問予定の場合：**3,000円**

※サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡お願いいたします。ただし、利用者様の容態の急変などによる医療機関への受診、緊急もしくはやむを得ない事情と事業者が判断した場合の外出については不要とします。

１３．サービス実施時の留意事項

（１）定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、ご利用者は本書面に記載されているサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

（２）訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問看護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

（３）備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

（４）ハラスメント行為の禁止

利用者又はご家族等による看護師等に対するハラスメント行為を禁止しています。

１４．緊急時における対応について

（１）事業所の従業者は、サービスの提供中に事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに管理者へ報告のうえ利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

（２）管理者は、市区町村、利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（３）サービス提供中に事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

（４）利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：株式会社メディカル保険サービス

訪問看護ステーションココレ

指定（介護予防）訪問看護「重要事項説明書」「サービス利用契約書」株式会社cocole

保　険　名：訪問看護賠償責任保険

補償の概要：提供した訪問看護に起因する身体の障害及び財物の損壊に対しての補償。

１５.虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村等、関係機関に通報します。

１６．苦情処理体制について

当事業所では、居宅基準第７４条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため以下の体制を整えています。

（1）　苦情解決責任者、苦情受付担当者について

〇苦情受付担当者（窓口）　訪問看護ステーション　ココレ
管理者　道下淳子

〇苦情解決責任者　管理者　道下淳子

〇事業所連絡先　TEL　011-558-2255

〇受付時間　原則月曜日～金曜日　午前１１時から午後４時
国民の休日、12月28日から1月4日を除く

苦情解決の方法

苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。

苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その他の相談窓口

当事業所で解決できない苦情等は、他の介護事業者等に申し立てることができます。

介護（予防）サービス計画を作成した居宅介護支援事業所・地域包括支援センター

１７.身分証の携行義務

訪問時、訪問看護師は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

１８.利用料金及び具体的なサービス内容（介護保険（介護予防）、医療保険、保険外）

「指定（介護予防）訪問看護料金表」（別紙３）をご参照ください。

訪問看護ステーションココレ

（別紙１）

個人情報保護方針

株式会社cocoleでは、全ての事業活動を行っていく上で、個人情報を確実に保護することは重要な責務と考えます。
当社の全ての事業で取扱う個人情報および役職員の個人情報を厳正に取扱うため、役職員が遵守すべき行動基準として本個人情報保護方針を定め、その遵守の徹底を図ることといたします。

1. 当社は、全ての事業で取扱う個人情報および役職員の個人情報に関して、個人情報保護に関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守するため、関係法令に準拠した個人情報保護マニュアルを策定し、適切に運用いたします。

2. 当社は、事業遂行のために必要な範囲内で利用目的を明確に定め、適切に個人情報の取得、利用及び提供を行います。取得した個人情報は定めた利用目的の範囲内でのみ利用し、目的外利用を行わないための措置を講じます。

3. 当社は、前項の措置により取得した個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合には、十分な保護水準を満たした者を選定し、契約等により適切な措置を講じます。

4. 当社は、保管する個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等のリスクに対して合理的な安全対策および是正措置を講じます。

5. 当社は、本人からの当該個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の要請及び苦情や相談に対して遅滞無く対応いたします。

6. 当社は、個人情報保護、マニュアルを継続的に見直し改善し、常に最良の状態を維持します。

本方針の内容についてのお問合せに関しましては、下記までご連絡下さい。
〒005-0016 札幌市南区真駒内南町4丁目４-18
訪問看護ステーション　ココレ
Tel. 011-558-2255
メールアドレス　info@cocole-life.com

2025年9月1日
株式会社　cocole
代表取締役　道下淳子

（別紙２）

個人情報開示等依頼書

年　　月　　日

株式会社　cocole
訪問看護ステーションココレ　　宛

ご署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

対象個人名	
連絡先	住所： 電話：
依頼内容	□個人情報の利用目的の通知をお願いします。 □個人情報の開示をお願いします。 □個人情報に関する以下の情報の訂正・追加・削除をお願いします。 現： 新： □個人情報の利用の停止をお願いします。 □個人情報の消去をお願いします。 □個人情報の利用の第三者への提供の停止をお願いします。
情報を提供した状況	

（別紙３）

指定（介護予防）訪問看護　料金表

2026年6月1日現在

費用額（10割分）の計算
費用額 ＝ 単位数 × 一単位の単価(10.21端数は切り捨て)

利用料（利用者負担額）の計算
1割負担の場合 利用料 ＝ 10割分の額 － 【10割分の額 × 0.9（1円未満切捨て）】
2割負担の場合 利用料 ＝ 10割分の額 － 【10割分の額 × 0.8（1円未満切捨て）】
3割負担の場合 利用料 ＝ 10割分の額 － 【10割分の額 × 0.7（1円未満切捨て）】

●介護保険サービス利用の場合（要介護の方）

介護保険対象	基本的な利用料	サービス提供時間	単位数	利用料（単位は円）			
				10割	1割	2割	3割
		20分未満の場合	314	3,205	321	641	962
		20分以上30分未満の場合	471	4,808	481	962	1,443
		30分以上60分未満の場合	823	8,402	841	1,681	2,521
		60分以上90分未満の場合	1128	11,516	1,152	2,304	3,455
		理学療法士等による訪問1日20分	294	3,001	301	601	901
		※理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合　上記単位数の10%減					
		※同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合　上記単位数の10%減					
		※1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行なう場合　上記単位数の10%減					
		※1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行なう場合　上記単位数の15%減					
		※准看護師が指定訪問看護を行った場合　上記単位数の10%減					
		※高齢者虐待防止措置未実施減算　1%減					
		※業務継続計画未策定減算（経過措置：令和７年３月 31 日まで）					
		※訪問看護訪問回数超過等減算　理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合一回につき8単位減					
		※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合　上記単位数の25%増					
		※深夜（22:00～6:00）の場合　上記単位数の50%増					
	その他の利用料	サービス種別	備考				
			単位数	利用料（単位は円）			
				10割	1割	2割	3割
		初回加算（Ⅰ）	初回利用月の退院日初回訪問をした場合				
			350	3,573	358	715	1,072
		初回加算（Ⅱ）	初回利用月の退院日の翌日以降に初回訪問をした場合				
			300	3,063	307	613	919
		緊急時訪問看護加算（１）	同意をしている場合				

訪問看護ステーションココレ

			600	6126	613	1226	1838
		退院時共同指導加算	退院(退所)の際に必要な指導を行った場合				
			600	6,126	613	1,226	1,838
		特別管理加算（Ⅰ）	月額　(特別な管理が必要な利用者に対して)				
			500	5,105	511	1,021	1,532
		特別管理加算（Ⅱ）	月額　(特別な管理が必要な利用者に対して)				
			250	2,552	256	511	766
		長時間訪問看護加算	特別加算対象で1時間30分以上の訪問看護				
			300	3,063	307	613	919
		複数名訪問看護加算Ⅰ（30分未満） 複数の看護師等が同時に訪問	254	2,593	260	519	778
		複数名訪問看護加算Ⅰ（30分以上） 複数の看護師等が同時に訪問	402	4,104	411	821	1,232
		複数名訪問看護加算Ⅱ（30分未満） 看護師等が看護補助者と同時に訪問	201	2,052	206	411	616
		複数名訪問看護加算Ⅱ（30分以上） 看護師等が看護補助者と同時に訪問	317	3,236	324	648	971
		看護・介護職員連携強化加算	250	2,552	256	511	766
		口腔連携強化加算	50	該当せず			
		専門管理加算	250	該当せず			
		遠隔死亡診断補助加算	150	該当せず			
		看護体制強化加算Ⅰ	550	該当せず			
		看護体制強化加算Ⅱ	200	該当せず			
		サービス提供体制加算Ⅰ	6	該当せず			
		サービス提供体制加算Ⅱ	3	該当せず			
		ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に 2日以上ターミナルケアを行った場合				
			2500	25,525	2,553	5,105	7,658
		介護職員等処遇改善加算 所定単位数に対して1.8%を乗じた額が加算されます。	該当せず				

●介護予防サービス利用の場合（要支援の方）

		サービス提供時間	単位数	利用料（単位は円）			
				10割	1割	2割	3割
介護予防対象	基本的な利用料	20分未満の場合	303	3,093	310	619	928
		20分以上30分未満の場合	451	4,604	461	921	1,382
		30分以上60分未満の場合	794	8,106	811	1,622	2,432
		60分以上90分未満の場合	1090	11,128	1,113	2,226	3,339
		理学療法士等による訪問1日20分	284	2,899	290	580	870
		※理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合　上記単位数の50%減					
		※同一敷地内建物等に対する減産に該当する場合　上記単位数の10%減					
		※1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行なう場合　上記単位数の10%減					
		※1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行なう場合　上記単位数の15%減					
		※准看護師が指定訪問看護を行った場合　上記単位数の10%減					
		※高齢者虐待防止措置未実施減算　1%減					
		※予防訪問看護訪問回数超過等減算　理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合一回につき8単位減					

		※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合　上記単位数の25%増					
		※深夜（22:00～6:00）の場合　上記単位数の50%増					
	その他の利用料	サービス種別		備考			
				単位数	利用料（単位は円）		
					10割	1割	2割	3割
		初回加算（Ⅰ）		初回利用月の退院日初回訪問をした場合				
				350	3,573	358	715	1,072
		初回加算（Ⅱ）		初回利用月の退院日の翌日以降に初回訪問をした場合				
				300	3,063	307	613	919
		緊急時訪問看護加算（1）		同意をしている場合				
				600	6126	613	1226	1838
		退院時共同指導加算		退院(退所)の際に必要な指導を行った場合				
				600	6,126	613	1,226	1,838
		特別管理加算（Ⅰ）		月額　(特別な管理が必要な利用者に対して)				
				500	5,105	511	1,021	1,532
		特別管理加算（Ⅱ）		月額　(特別な管理が必要な利用者に対して)				
				250	2,552	256	511	766
		長時間訪問看護加算		特別加算対象で1時間30分以上の訪問看護				
				300	3,063	307	613	919
		複数名訪問看護加算Ⅰ 複数の看護師等が同時に訪問	（30分未満）	254	2,593	260	519	778
			（30分以上）	402	4,104	411	821	1232
		複数名訪問看護加算Ⅱ 看護師等が看護補助者と同時に訪問	（30分未満）	201	2,052	206	411	616
			（30分以上）	317	3,236	324	648	971
		看護・介護職員連携強化加算		250	250	2552	256	511
		12月を越えての理学療法士等による訪問		−5	−51	−6	−11	−16
		口腔連携強化加算		50	該当せず			
		看護体制強化加算		100	該当せず			
		サービス提供体制加算Ⅰ		6	該当せず			
		サービス提供体制加算Ⅱ		3	該当せず			
		介護職員等処遇改善加算 所定単位数に対して1.8%を乗じた額が加算されます。		該当せず				

※利用料金は負担割合証に記載された給付率によります。
※(介護保険証に定められる)介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、
　サービス利用料金の全額がご利用者のご負担となります。

●医療保険サービス利用の場合　※利用料金の全体額を表記。自己負担料金は保険証等に記載された

	サービス種別			利用料金 （　）は准看護師の場合
医療保険対象　基本利用料金	基本訪問看護費Ⅰ	（同一建物居住者以外）	週3日まで	5,550円（5,050円）
			週4日以降	6,550円（6,050円）
		悪性腫瘍の利用者に対する緩和、褥瘡ケア又は人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護（訪問看護の一環として実施）		5,550円
	訪問看護基本療養費Ⅱ	（同一日に2人）	週3日まで	5,550円（5,050円）
			週4日以降	6,550円（6,050円）
		（同一日に3人以上9人以下）	週3日まで	2,780円（2,530円）
			週4日以降	3,280円（3,030円）
		（同一日に10人以上19人以下）	月20日目まで	2,760円（2,520円）
			月21日目以降	2,660円（2,420円）
		（同一日に20人以上49人以下）	月20日目まで	2,710円（2,470円）
			月21日目以降	2,610円（2,370円）
		（同一日に50人以上 ）	月20日目まで	2,610円（2,370円）
			月21日目以降	2,510円（2,270円）
		悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850円
		理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合　同一日に２人		5,550円
		同一日に３人以上９人以下		2,780円
		同一日に10人以上19人以下	月20日目まで	2,760円
			月21日目以降	2,660円
		同一日に20人以上49人以下	月20日目まで	2,710円
			月21日目以降	2,610円
		同一日に50人以上	月20日目まで	2,610円
			月21日目以降	2,510円
	訪問看護基本療養費Ⅲ			8,500円
	基本精神科訪問看護Ⅰ	（同一建物居住者以外）30分以上の場合	週3日まで	5,550円（5,050円）
			週4日以降	6,550円（6,050円）
		（同一建物居住者以外）30分未満の場合	週3日まで	4,250円（3,870円）
			週4日以降	5,100円（4,720円）
		（同一日に２人 ）30分未満の場合	週3日まで	4,250円
			週4日以降	5,100円
		（同一日に２人 ）30分以上の場合	週3日まで	5,550円
			週4日以降	6,550円
		（同一日に３人以上９人以下）30分未満の場合	週3日まで	2,130円
			週4日以降	2,550円

	基精本神療科養訪費問Ⅲ看護	（同一日に３人以上９人以下）30分以上の場合		月20日目まで	2,780円
				月21日目以降	3,280円
		（同一日に10人以上19人以下）30分未満の場合		月20日目まで	2,110円
				月21日目以降	2,010円
		（同一日に10人以上19人以下）30分以上の場合		月20日目まで	2,760円
				月21日目以降	2,660円
		（同一日に20人以上49人以下）30分未満の場合		月20日目まで	2,070円
				月21日目以降	1,970円
		（同一日に20人以上49人以下）30分以上の場合		月20日目まで	2,710円
				月21日目以降	2,610円
		（同一日に50人以上 ）30分未満の場合		月20日目まで	1,990円
				月21日目以降	1,890円
		（同一日に50人以上 ）30分以上の場合		月20日目まで	2,610円
				月21日目以降	2,510円
	精神科訪問看護基本療養費Ⅳ1泊2日以上				8,500円
	管理療養費 ※同一建物の利用者数により区分されます	月の初日			7,710円
		2日目以降　イ 単一建物居住利用者が20人未満			3,010円
		2日目以降　ロ 単一建物居住利用者が20人以上50人未満		月15日目まで	2,510円
				月16日目以降24日目まで	2,310円
				月25日目以降	2,210円
		2日目以降　ロ 単一建物居住利用者が50人以上		月15日目まで	2,410円
				月16日目以降24日目まで	2,210円
				月25日目以降	2,010円

	サービス種別				利用料金
医療保険対象 加算等利用料金	２４時間対応体制加算ロ			（1月につき1回）	6,520円
	特別管理加算			（1月につき1回）	2,500円
	特別管理加算・重症度高			（1月につき1回）	5,000円
	退院時共同指導加算			（1回につき）	8,000円
	特別管理指導加算			（1月につき1回）	2,000円
	退院支援指導加算			（1月につき1回）	6,000円
	在宅患者連携指導加算			（1回につき）	3,000円
	ターミナルケア療養費1				25,000円
	ターミナルケア療養費2（介護施設等）				10,000円
	夜間・早朝訪問看護加算（一日のうちいずれか）	夜間（午後６時から午後10時までの時間）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間）	同一建物内１人又は２人		2,100円
			同一建物内３人以上９人以下	月15日目まで	2,100円
				月16日目以降	1,900円
			同一建物内10人以上19人以下	月15日目まで	1,800円
				月16日目以降	1,300円
			同一建物内20人以上49人以下	月15日目まで	1,200円
				月16日目以降	950円
			同一建物内50人以上	月15日目まで	1,000円
				月16日目以降	800円

医療保険対象　加算等利用料金	深夜訪問看護加算	(午後10時～午前6時まで)	同一建物内１人又は２人		4,200円
			同一建物内３人以上９人以下	月15日目まで	4,200円
				月16日目以降	4,000円
			同一建物内10人以上19人以下	月15日目まで	3,900円
				月16日目以降	2,300円
			同一建物内20人以上49人以下	月15日目まで	2,100円
				月16日目以降	1,500円
			同一建物内50人以上	月15日目まで	1,800円
				月16日目以降	1,300円
	（精神科）緊急訪問看護加算			1日につき1回	2,650円（月14日目まで）
					2,000円（月15日目以降）
	長時間（精神科）訪問看護加算			週1回	5,200円
	乳幼児加算（6歳未満）			1日につき	1,400円
	難病等複数回訪問加算（一日に二回の場合）			同一建物内１人又は２人	4,500円
				同一建物内３人以上９人以下	4,000円
				同一建物内10人以上19人以下	3,700円
				同一建物内20人以上49人以下	3,500円
				同一建物内50人以上	3,300円
	難病等複数回訪問加算（一日に三回の場合）			同一建物内１人又は２人	8,000円
				同一建物内３人以上９人以下	7,200円（月20日目まで）
					6,800円（月21日目以降）
				同一建物内10人以上19人以下	6,300円（月20日目まで）
					5,200円（月21日目以降）
				同一建物内20人以上49人以下	4,800円（月20日目まで）
					3,500円（月21日目以降）
				同一建物内50人以上	4,100円（月20日目まで）
					3,000円（月21日目以降）
	複数名（精神科）訪問看護加算（看護職員が他の看護師等（准看護師を除く。）と同時に指定訪問看護を行う場合 ）			同一建物内１人又は２人	4,500円
				同一建物内３人以上９人以下	4,000円

		同一建物内10人以上19人以下	3,400円
		同一建物内20人以上49人以下	3,000円
		同一建物内50人以上	2,700円
	複数名（精神科）訪問看護加算（看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合 ）	同一建物内１人又は２人	3,800円
		同一建物内３人以上９人以下	3,400円
		同一建物内10人以上19人以下	2,800円
		同一建物内20人以上49人以下	2,500円
		同一建物内50人以上	2,200円
	複数名（精神科）訪問看護加算（看護職員がその他職員（看護補助者等）と同時に指定訪問看護を行う場合 ）	同一建物内１人又は２人	3,000円
		同一建物内３人以上９人以下	2,700円
		同一建物内10人以上19人以下	2,100円
		同一建物内20人以上49人以下	1,900円
		同一建物内50人以上	1,600円
	複数名（精神科）訪問看護加算（看護職員がその他職員（看護補助者等）と同時に指定訪問看護を行う場合、1日一回の場合 ）	同一建物内１人又は２人	3,000円
		同一建物内３人以上９人以下	2,700円
		同一建物内10人以上19人以下	2,100円
		同一建物内20人以上49人以下	1,900円
		同一建物内50人以上	1,600円
医療保険対象　加算等利用料金	複数名（精神科）訪問看護加算（看護職員がその他職員（看護補助者等）と同時に指定訪問看護を行う場合、1日二回の場合 ）	同一建物内１人又は２人	6,000円
		同一建物内３人以上９人以下	5,400円
		同一建物内10人以上19人以下	3,800円
		同一建物内20人以上49人以下	3,450円
		同一建物内50人以上	3,300円
	複数名（精神科）訪問看護加算（看護職員がその他	同一建物内１人又	10,000円

	職員（看護補助者等）と同時に指定訪問看護を行う場合、1日三回以上の場合 ）	は２人	
		同一建物内３人以上９人以下	9,000円
		同一建物内10人以上19人以下	5,500円
		同一建物内20人以上49人以下	4,800円
		同一建物内50人以上	4,500円
	精神科重症患者支援管理連携加算イ	月１回※算定要件によりイまたは口のいずれかを算定	8,400円
	精神科重症患者支援管理連携加算ロ		5,800円
	訪問看護医療ＤＸ情報活用加算	月１回※所定の体制を満たした場合に算定	50円
	訪問看護医療情報連携加算	月１回※関係機関との情報連携を行った場合に算定	1,000円
	訪問看護遠隔診療補助料	※医師の遠隔診療に伴い実施した場合に算定	2,650円
	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	※届出を行っている場合に算定	1,050円
	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）１ ～	※区分（Ⅱ-1～）により異なる	30円～
	訪問看護物価対応料（１日につき）	イ 月の初日の訪問の場合	60円
		ロ 月の２日目以降の訪問の場合	20円
	訪問看護情報提供療養費1・2・3（1月につき）		1,500円

※利用料金の全体額を表記。自己負担料金は保険証等に記載された給付率によります。
　※利用料の目安
　＝｛（基本療養費＋訪問ごとに算定される加算）×訪問回数 ＋ 管理療養費・月単位の加算｝×負担割合（1～3割）
※利用料は訪問回数、訪問時間、同一建物内利用者数、各種加算の算定状況により変動します。
※各加算・療養費は、法令に基づく算定要件を満たした場合に算定されます。
※各加算・療養費は算定要件を満たし、ご利用者様の同意等が必要な場合には個別にご説明のうえ算定いたします。

介護保険・介護予防・医療保険保険適用外（自費）サービス自己負担金	・ご希望によりエンゼルケアを実施します。お清め料と衛生物品材料費として13,000円になります。 ・キャンセルに関しましては、前日までにご連絡ください。当日のキャンセルに関しては、やむを得ない理由のある場合を除き、３０分訪問予定の場合：２，０００円、６０分訪問予定以上の場合：４，０００円を請求させていただくことをご了承ください。 ・上記以外の自費サービスについては、随時ご相談ください。